

東日本大震災で被災された方への支援メニュー

東北地方太平洋沖地震による被災地に対する地方税、使用料、手数料等の減免措置等から、その他様々な生活支援をメニューにしています

令和6年7月修正版

項 目	課	内 容	条件等	期間・期日等	備 考	問合せ窓口
固定資産税・都市計画税の減免 (被災代替住宅用地の特例)	資産税課	「被災代替住宅用地の特例」として、被災住宅用地の所有者等が当該被災住宅用地に代わる土地(被災代替土地)を令和8年3月31日までの間に取得した場合には、当該被災代替土地のうち被災住宅用地に相当する部分について、取得後3年度分、当該土地は住宅用地とみなされます。(※) ※住宅用地とみなされた場合には、固定資産税・都市計画税が軽減されます。	左の条件を充たす場合			資産税課 0566-71-2256 【北庁舎2階】
固定資産税・都市計画税の減免 (被災代替家屋の特例)	資産税課	「被災代替家屋の特例」として、大震災による災害により滅失・損壊した家屋(被災家屋)の所有者等が当該被災家屋に代わる家屋(被災代替家屋)を令和8年3月31日までの間に取得し、又は改築した場合には、当該被災代替家屋に係る税額のうち当該被災家屋の床面積相当分について、4年度分2分の1、その後の2年度分3分の1が減額されます。	左の条件を充たす場合			資産税課 0566-71-2215 【北庁舎2階】
介護保険料の減免	高齢福祉課	地震発生時、東日本大震災による被災区域に居住されていた方で被災された方は、介護保険料の減免が受けられます。	震災発生後に災害救助法の適用地域(東京都を除く)や被災者生活再建支援法の適用地域から転入された方で以下のいずれかに該当する方 ① 帰還困難区域及び旧避難指示区域等に居住しているため、避難を行っている方 ② 旧特定復興再生拠点区域に居住しているため、避難を行っている方	令和7年3月分まで	区域及び所得状況によって減免の時期や減免率が異なります。	高齢福祉課 介護給付係 0566-71-2226 【北庁舎1階】
介護保険利用者負担額の減免	高齢福祉課	地震発生時、東日本大震災による被災区域に居住されていた方で被災された方は、介護サービスの利用者負担の減免が受けられます。	震災発生後に災害救助法の適用地域(東京都を除く)や被災者生活再建支援法の適用地域から転入された方で以下のいずれかに該当する方 ① 帰還困難区域及び旧避難指示区域等に居住しているため、避難を行っている方 ② 旧特定復興再生拠点区域に居住しているため、避難を行っている方	令和7年2月28日まで	区域及び所得状況によって減免の時期や減免率が異なります。	高齢福祉課 介護給付係 0566-71-2226 【北庁舎1階】

項 目	課	内 容	条件等	期間・期日等	備 考	問合せ窓口
産前産後支援事業における負担金の免除	子育て支援課	産前産後の期間において養育支援が必要な家庭に対し、訪問介護員等を派遣し、家事又は育児援助を行う利用者負担金の免除	大規模な災害その他やむを得ない事由にあり、これらの支援を必要とする状況にあると認められる世帯であること			子育て支援課 児童家庭係 0566-71-2272 【本庁舎1階】
国民年金保険料の免除・納付猶予	国保年金課	ご本人からの申請に基づく、国民年金保険料の免除又は納付猶予	対象者：①災害等によって被災し、住宅、家財、その他の財産のうち、被害金額がおおむね2分の1以上の損害を受けられた方 ②東京電力福島第一原子力発電所の事故に伴い、避難指示・屋内退避指示を受けた市町村に、平成23年3月11日時点で住所を有していた方 (対象市町村) 田村市、南相馬市、伊達郡川俣町、双葉郡広野町、双葉郡楡葉町、双葉郡富岡町、双葉郡川内村、双葉郡大熊町、双葉郡双葉町、双葉郡浪江町、双葉郡葛尾村、相馬郡飯舘村（以上12市町村）	対象となる期間 免除・納付猶予：令和7年6月まで 学生納付特例：令和7年3月まで		国保年金課 年金係 0566-71-2231 【本庁舎1階】
医療機関での窓口負担の免除	国保年金課	国民健康保険・後期高齢者医療における医療機関での一部負担金を免除	対象者：東日本大震災による以下の区域の被災者で、安城市に転入し国民健康保険・後期高齢者医療に加入した方 ①帰還困難区域及び上位所得層(※)を除く旧避難指示区域等の方 ②令和5年4月2日以降令和5年度に指定が解除された旧特定復興再生拠点区域(飯舘村の一部及び富岡町の一部)の上位所得層の方	①令和7年2月28日までの間に係るもの ②令和6年9月30日までの間に係るもの	(※)基礎控除分を除いた所得の合算額が600万円を超える世帯	国保年金課 国保係 0566-71-2230 医療係 0566-71-2232 【本庁舎1階】

項 目	課	内 容	条件等	期間・期日等	備 考	問合せ窓口
国民健康保険 税・後期高齢者医 療保険料の減免	国 保 年 金 課	国民健康保険税・後期高齢者医療保険料を 国の示す基準に基づき減免	・対象者：東日本大震災による以下の区域の被災 者で、安城市に転入し国民健康保険・後期高齢者 医療に加入した方 ①平成27年中に避難指示区域等の指定が解除さ れた上位所得層(※)を除く旧避難指示区域等 の方 ②帰還困難区域及び上位所得層を除く旧避難指 示区域等(平成27年までに避難指示区域等の指定 が解除された区域を除く)の方 ③令和5年4月2日以降令和5年度に指定が解除さ れた旧特定復興再生拠点区域(飯館村の一部及び 富岡町の一部)の上位所得層の方	①令和6年度相当分の保険 料(税)で、令和7年3月31 日までに普通徴収の納期 限が到来するものの金額 の半額 ②令和6年度相当分の保険 料(税)で、令和7年3月31 日までに普通徴収の納期 限が到来するものの金額 ③令和6年度相当分の保険 料(税)で、令和7年3月31 日までに普通徴収の納期 限が到来するもののうち 令和6年4月分から9月分ま でに相当する月割算定額	(※) 同上	国保年金課 国保係 0566-71-2230 医療係 0566-71-2232 【本庁舎 1 階】
新生児聴覚検査 1 か月児健診 産婦健診 産婦歯科健康診 査ケア	健 康 推 進 課	受診の際に必要な「新生児聴覚検査受診票」 「乳児健康診査受診票(第1回)」「産婦健 康診査受診票」、「産婦歯科健康診査ケア受 診票」を失くされた場合や被災地で交付さ れていない場合、被災地で償還払い対応が できない場合は、交付することができます。 (母子健康手帳・身分証明できるものがあ ればご持参ください)。	対象者：災害救助法の適用地(東京都を除く)に 住民票があり、安城市に居住される方 新生児聴覚検査は、生後4週間(満28日)以内 (なるべく生後7日以内)、1か月児健診は生後1 か月以内、産婦健診(令和5年4月1日以降に母 子健康手帳を交付した方から2回分交付)は、出 産後2か月以内(第1回産後2週間ごろ、第2回 産後1か月ごろ) 産婦歯科健康診査ケアは出産後1年以内	実施機関にお問合せくだ さい。	・「新生児聴覚検査受診票」 「乳児健康診査受診票(第 1回)」「産婦健康診査受診 票」、「産婦歯科健康診査ケ ア受診票」を実施機関に提 出してください。 ・一部取り扱っていない実 施機関があります。あらか じめご確認の上、お使いく ださい。 (ただし、産婦歯科健康診 査ケアは安城市内の指定 実施機関に限る)	健康推進課 健診係 0566-76-1133 【保健センター】
こんにちは赤ち ゃん訪問	健 康 推 進 課	・生後4か月を迎えるまでの赤ちゃんのい る家庭を対象に日程調整の上、訪問します。 ・赤ちゃんとお母さんのご相談に応じます。 ・地域の子育て支援情報をお伝えします。	対象者：災害救助法の適用地(東京都を除く)に 住民票があり、安城市に居住される方	出生届を提出していただ いた後、保健センターにご 連絡ください。		健康推進課 保健指導係 0566-76-1133 【保健センター】
4か月児健診	健 康 推 進 課	集団の話、身体計測、診察、個別相談	対象者：災害救助法の適用地(東京都を除く)に 住民票があり、安城市に居住する3か月半～6か 月未満児	おおむね毎週水曜日 受付時間 12:50～14:00 事前に来所時間の予約が できます。	保健センターにご連絡く ださい。 後日ご案内をお送りしま すので案内通知で予約方 法をご確認ください。	健康推進課 健診係 0566-76-1133 【保健センター】

項 目	課	内 容	条件等	期間・期日等	備 考	問合せ窓口
6～10 か月児健診	健康推進課	受診の際に必要な「乳児健康診査受診票（第2回）」を失くされた場合や被災地で交付されていない場合、被災地で償還払い対応ができない場合は、交付することができます。（母子健康手帳・身分証明できるものがあればご持参ください）。また、交換が必要な場合は、保健センターまでお問合せください。	対象者：災害救助法の適用地（東京都を除く）に住民票があり、安城市に居住するおおむね6～10か月児 乳児健康診査（第2回）は、1歳1か月になる前日まで（なるべく生後6か月～10か月頃）	実施機関にお問合せください	・「乳児健康診査受診票（第2回）」を実施機関に提出してください。 ・一部取り扱っていない実施機関があります。あらかじめご確認の上、お使いください。	健康推進課 健診係 0566-76-1133 【保健センター】
1歳6か月児健診	健康推進課	集団の話、問診、歯科健診、身体計測、診察、フッ化物塗布（希望者のみ）、個別相談	対象者：災害救助法の適用地（東京都を除く）に住民票があり、安城市に居住する1歳6か月～2歳未満児	おおむね毎週金曜日 受付時間 12:45～14:00 事前に来所時間の予約ができます。	保健センターにご連絡ください。 後日ご案内をお送りしますので案内通知で予約方法をご確認ください。	健康推進課 健診係 0566-76-1133 【保健センター】
2歳児の歯科健診とフッ化物塗布	健康推進課	歯科健診、歯科相談、フッ化物塗布	対象者：災害救助法の適用地（東京都を除く）に住民票があり、安城市に居住する2歳児	詳しくは市公式ウェブサイトまたは広報あんじょうをご確認ください。		健康推進課 健診係 0566-76-1133 【保健センター】
3歳児健診	健康推進課	集団の話、眼科（屈折）検査、問診、歯科健診、身体計測、診察、フッ化物塗布（希望者のみ）、個別相談	対象者：災害救助法の適用地（東京都を除く）に住民票があり、安城市に居住する3歳～4歳未満児	おおむね毎週木曜日 受付時間 12:30～14:00	保健センターにご連絡ください。 後日ご案内をお送りしますので案内通知で予約方法をご確認ください。	健康推進課 健診係 0566-76-1133 【保健センター】
母子健康手帳の交付と妊婦相談	健康推進課	母子健康手帳を紛失された場合は再交付を行います。（身分証明できるものがあればご持参ください。） 母子健康手帳の交付をうけていない妊婦さんには交付を行います。（妊娠届出書と身分を証明できるものあればご持参ください。）	対象者：災害救助法の適用地（東京都を除く）に住民票があり、安城市に居住される方	平日（土、日、祝日、年末年始除く） 8:30～12:00	詳しくはお問合せください。	健康推進課 保健指導係 0566-76-1133 【保健センター】
妊婦歯科健康診査	健康推進課	妊娠中の方で妊娠12週～31週頃の間1回歯科健診を無料で行います。 受診の際に必要な「妊婦歯科健診受診票」を失くされた場合や被災地で交付されていない場合は交付することができます。（母子健康手帳、身分を証明できるものをお持ちください。）	対象者：災害救助法の適用地（東京都を除く）に住民票があり、安城市に居住される方	市内実施歯科医療機関にお問い合わせください。	体調の良い時に受診してください。	健康推進課 健診係 0566-76-1133 【保健センター】

項 目	課	内 容	条件等	期間・期日等	備 考	問合せ窓口
妊婦健康診査	健康推進課	受診の際に必要な「妊婦健康診査受診票（多胎妊婦へは、5 回分追加して交付）」を失くされた場合や、被災地で償還払い対応ができない場合は、使用していない回数分だけ交付することができます。（母子健康手帳・身分証明できるものがあればご持参ください。）	対象者：災害救助法の適用地（東京都を除く）に住民票があり、安城市に居住される方。	実施機関にお問い合わせください。	・「妊婦健康診査受診票」を実施機関に提出してください。 ・一部取り扱っていない実施機関があります。あらかじめご確認の上、お使いください。 ・助産所受診分は、保健センターへ後日申請していただくと、受診にかかった費用が還付されます。	健康推進課 健診係 0566-76-1133 【保健センター】
ヤング健診	健康推進課	・健診内容：血液検査、尿検査、身長、体重、腹囲、BMI、血圧 ・個人負担金 500 円が免除されます。受診を希望される方は保健センターで手続きが必要です。	・対象者：災害救助法の適用地（東京都を除く）に住民票があり、安城市内に居住していて、職場などで健診機会のない方（罹災証明等で確認） ・対象年齢：20 歳～39 歳 ※住民票のある自治体の国民健康保険加入者、または社会保険の被扶養者	5 月～翌年 2 月	受診場所：市内実施機関	健康推進課 健診係 0566-76-1133 【保健センター】
市民健康検診 （結核健康診断）	健康推進課	・検診内容：胸部エックス線撮影、診察、血圧測定、尿検査（糖・蛋白・潜血・ウロビリノーゲン） ・料金：無料 受診を希望される方は保健センターで手続きが必要です。	・対象者：災害救助法の適用地（東京都を除く）に住民票があり、安城市内に居住していて、職場などで健診機会のない方（罹災証明等で確認） ・対象年齢：65 歳以上 ※安城市国民健康保険・後期高齢者医療保険以外の健康保険加入者	5 月～翌年 2 月	受診場所：市内実施機関	健康推進課 健診係 0566-76-1133 【保健センター】
胃がん検診	健康推進課	・検診内容：胃部エックス線撮影 ・個人負担金 2,000 円が免除されます。 受診を希望される方は保健センターで手続きが必要です。	・対象者：災害救助法の適用地（東京都を除く）に住民票があり、安城市内に居住していて、職場などで検診機会のない方（罹災証明等で確認） ・対象年齢：40 歳以上	5 月～翌年 2 月	受診場所：市内実施機関 胃部エックス線検査と胃内視鏡検査のどちらかひとつが受けられます。	健康推進課 健診係 0566-76-1133 【保健センター】
		・検診内容：胃内視鏡検査 ・個人負担金 3,000 円が免除されます。 受診を希望される方は保健センターで手続きが必要です。	・対象者：災害救助法の適用地（東京都を除く）に住民票があり、安城市内に居住していて、職場などで検診機会のない方（罹災証明等で確認） ・対象年齢：50 歳以上で誕生月が対象の方			

項 目	課	内 容	条件等	期間・期日等	備 考	問合せ窓口
大腸がん検診	健康推進課	・検診内容：便潜血検査（2日採便法） ・個人負担金 500 円が免除されます。 受診を希望される方は保健センターで手続きが必要です。	・対象者：災害救助法の適用地（東京都を除く）に住民票があり、安城市内に居住していて、職場などで検診機会のない方（罹災証明等で確認） ・対象年齢：40 歳以上	5 月～翌年 2 月	受診場所：市内実施機関	健康推進課 健診係 0566-76-1133 【保健センター】
肺がん検診	健康推進課	・検診内容：胸部エックス線撮影※必要時、喀痰細胞診追加 ・個人負担金 500 円（痰検査追加 500 円）が免除されます。 受診を希望される方は保健センターで手続きが必要です。	・対象者：災害救助法の適用地（東京都を除く）に住民票があり、安城市内に居住していて、職場などで検診機会のない方（罹災証明等で確認） ・対象年齢：40 歳以上	5 月～翌年 2 月	受診場所：市内実施機関	健康推進課 健診係 0566-76-1133 【保健センター】
前立腺がん検診	健康推進課	・検診内容：血液検査（腫瘍マーカー P S A） ・個人負担金 500 円が免除されます。 受診を希望される方は保健センターで手続きが必要です。	・対象者：災害救助法の適用地（東京都を除く）に住民票があり、安城市内に居住していて、職場などで検診機会のない方（罹災証明等で確認） ・対象年齢：40 歳以上の男性	5 月～翌年 2 月	受診場所：市内実施機関	健康推進課 健診係 0566-76-1133 【保健センター】
子宮頸がん検診	健康推進課	・検診内容：子宮頸部細胞診 ・個人負担金 1,000 円が免除されます。 受診を希望される方は保健センターで手続きが必要です。	・対象者：災害救助法の適用地（東京都を除く）に住民票があり、安城市内に居住していて、職場などで検診機会のない方（罹災証明等で確認） ・対象年齢：20 歳以上の女性	4 月～翌年 3 月（通年）	受診場所：市内実施機関	健康推進課 健診係 0566-76-1133 【保健センター】
乳がん検診	健康推進課	・検診内容：マンモグラフィ（乳房エックス線撮影） ・個人負担金 1,000 円が免除されます。 受診を希望される方は保健センターで手続きが必要です。	・対象者：災害救助法の適用地（東京都を除く）に住民票があり、安城市内に居住していて、職場などで検診機会のない方（罹災証明等で確認） ・対象年齢：40 歳以上の女性	5 月～翌年 2 月	受診場所：市内実施機関	健康推進課 健診係 0566-76-1133 【保健センター】

項 目	課	内 容	条件等	期間・期日等	備 考	問合せ窓口
歯周病検診	健康推進課	・検診内容：問診、むし歯や歯石の有無、歯周病の進行度、歯ぐきの確認、歯並び、かみ合わせ、顎関節、歯科保健指導 ・料金：無料 受診を希望される方は保健センターで手続きが必要です。	・対象者：災害救助法の適用地（東京都を除く）に住民票があり、安城市内に居住している方（罹災証明等で確認） ・対象年齢：20、30、40、45、50、55、60、65、70 歳になる方	5 月～翌年 2 月	受診場所：市内実施歯科医療機関	健康推進課 健診係 0566-76-1133 【保健センター】
就学援助費の支給	学校教育課	就学援助費の受給申請により新入学学用品費、学用品・通学用品費、修学旅行費の一部などを援助する。	対象者：被災により経済的に困りの小中学校の児童・生徒			学校教育課 学事係 0566-71-2254 【教育センター】
市営住宅の使用料の免除	建築課	市営住宅の住宅使用料、敷金の免除	東日本大震災で被災された方及び福島県の原子力災害に伴い、政府からの避難指示等が出されている次の対象市町村にお住まいの方【対象市町村：大熊町、双葉町、福島市、郡山市、白河市、須賀川市、二本松市、田村市、伊達市、本宮市、桑折町、国見町、川俣町、大玉村、鏡石町、天栄村、西郷村、泉崎村、中島村、矢吹町、棚倉町、矢祭町、塙町、鮫川村、石川町、玉川村、平田村、浅川町、古殿町、三春町、小野町、いわき市、相馬市、南相馬市、広野町、楡葉町、富岡町、川内村、浪江町、葛尾村、新地町、飯舘村】		入居期間は 3 か月間（入居者の事情により、1 年を限度として更新可能）	建築課 市営住宅係 0566-71-2240 【北庁舎 3 階】
リユース品の提供	ごみ資源循環課	リユース品（家具及び食器等の小物類）を在庫の範囲で提供します ・原則として、1 世帯に対し家具は同種のは 1 個まで、食器類は世帯員数まで ・清掃事業所で申込が必要です ・ご自身で運搬手段を確保してください	東日本大震災等で被災された方で安城市内にお住まいの方 原子力災害対策特別処置法第15条第3項に基づき、避難指示が出されている地域にお住いだった方（福島第 1 原発から半径30キロメートル圏内の市町村にお住いだった方を含む）		事前に電話でご相談ください	ごみ資源循環課 ごみ減量係 0566-76-3053 【清掃事業所】